

武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 ごみの収集及び資源物の回収の在り方について総合的に検討を行うことを目的として、武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 環境に対する負荷及び処理費用の低減に資する資源ごみの収集頻度及び分別の見直しに関すること。
- (2) 資源ごみの収集頻度を減じた場合のごみ発生量の削減効果に関すること。
- (3) 資源物の集団回収、店頭回収、拠点回収等の普及が行政によるごみの収集に及ぼす影響に関すること。
- (4) 集団回収の見直し並びに店頭回収等を支援する施策の見直し及び創出に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会の委員は、市民、事業者、学識経験者及び市職員18人以内をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成28年8月31日までとする。

2 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

- (1) 病気その他の理由により、委員としての職務の遂行ができなくなったとき。
- (2) 辞退を申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員(市職員である委員を除く。)の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部ごみ総合対策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が協議して定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

2 この要綱は、平成28年8月31日限り、その効力を失う。